**猪名川町農地バンク登録申請書　【新規・再登録】**

様式第1号（第６条関係）

申請日　　令和3年4月15日

記　入　例

猪名川町農業委員会会長　様

私は、猪名川町農地バンクへ物件情報を登録するにあたり、制度趣旨および取り扱いに同意したうえで申請します。

　提供する農地情報については、公開部分の開示に承諾します。また、非公開部分は、農地利用希望者から求めがあった場合、申請者の了承後に開示することを承諾します。

**１．申請者のお名前・連絡先等⇒非公開。申請者の了承後、農地利用希望者に伝えます。**

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 申　請　者 | ご住所 | 〒666-0292猪名川町上野字北畑11-1 | フリガナお名前 | イナガワ　タロウ猪名川　　太郎　　　　　　　　　　　　　　　　　 |
| 連絡先 | 072-766-〇〇〇〇 | 携帯番号 | 090-0000-0000　　 |
| 申請者との農地権利関係 | １本人（農地所有者）　２その他（　 　　　　　　　　　）※農地所有者の相続人、成年後見人等 |
| 主な申請理由 | １高齢による離農　２経営規模の縮小　３農業経営を行わない相続人　４その他（　　　　　　　　　　　　　　） |
| 農地位置図等の開示について | ☑ 同意する　□ 同意しない  | ※「同意する」にチェックされた申請者は、農地利用申請者から申請があった時点で、個人情報(住所・名前・連絡先)を除く、農地の位置図等を開示する場合があります。 |

**２．農地の状況⇒一部公開（地番は非公開、農地面積は100㎡単位で公開）。農地数が多い場合、別紙をご利用ください。**

|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
|  | 農地の所在 | 地番 | 農地面積 | 地目 | 現在の農地状況 | 希望する農地の利用方法 | 農地の基盤整備 | 農地の接続道路 | 農業用水 |
|  | 猪名川町○○ | 123 | 1,970㎡ | ☑田□畑 | ☑水田　□畑□休耕地□その他(　　　　　　) | ☑農地を貸したい□農地を売りたい□どちらでもよい | ☑整備済□未整備 | ☑あり(道幅 ３ｍ）□なし | ☑1年中有□一定期間有□なし |
| ② | 猪名川町○○ | 150 | 980㎡ | ☑田□畑 | ☑水田　□畑□休耕地□その他(　　　　　　) | □農地を貸したい□農地を売りたい☑どちらでもよい | □整備済☑未整備 | ☑あり(道幅 2ｍ）□なし | □1年中有☑一定期間有□なし |
|  | 猪名川町□□ | 457 | 400㎡ | □田☑畑 | □水田　□畑☑休耕地□その他(　　　　　　) | □農地を貸したい□農地を売りたい☑どちらでもよい | □整備済☑未整備 | □あり(道幅 　　ｍ）☑なし | □1年中有□一定期間有☑なし |

**３．希望する利用条件⇒公開**

|  |  |
| --- | --- |
| 貸付・売買可能時期 | ☑いつでも可能　□時期指定（　　　　　　　以降） |
| 貸付希望期間 ※ | □短期（1～3年）　☑中期（4～6年）　□長期(10年以上)　□その他（　　　　　　）※表面で「農地を貸したい」「どちらでもよい」を選ばれた方のみ記入ください。 |
| 希望賃料、売買希望金額等 | □無償（使用貸借）　　　☑10aあたり年間　●●●円　　□標準賃借料でよい農地を貸したい□物納（　　　　　　　　）　□その他（　　　　　　　　）　農地を売りたい　　　　　　　□10aあたり　　　　　円　□全部で　　　　　　円　□その他（　　　　　　　　　　　） |
| 希望する農地利用相手方 | □集落内農家 □近隣農家(小学校区程度) □町内農家 ☑こだわらない　□その他（　　　　　　　　　　） |
| 農地とともに提供(売買)可能なもの※複数回答可 | □農業倉庫・施設　　□農業機械（　　　　　　　　　　　　　）　　　□家屋　　□その他（　　　　　　　　　　　　）　 |
| その他（農地にかかる水利、日役等の条件、農地の現状） | 猪名川町○○123・150は10aあたり年間●●●円、猪名川町□□457は無償（使用貸借）。売買の場合、猪名川町○○150は■■万円、猪名川町□□457は△△万円を希望年間○回の地域での水路掃除、草刈があり。水利費として年間◎◎◎円の負担あり。 |

※太枠部分は、全てご記入ください。

**４．猪名川町農地バンク登録申請書の取り扱い**

(１)猪名川町農地バンクに登録できる農地は、次の(ア)～(エ)をすべて満たすこと。(ア)猪名川町内の市街化調整区域内の農地(市街化区域内農地は除く) (イ) 貸付または取得時に、耕作の妨げとなる権利設定（賃借権、特定作業受託等）がされていない農地(ウ)田または畑であり、境界が明確な農地 (エ) 不動産業者等の介入物件でない農地。

(２)農地利用者が決まるまでの農地の維持管理(除草等)は農地所有者(申請者)が行うこと。

(３)猪名川町農地バンクの公開部分は、猪名川町ホームページ等で公開をします。また、農地利用希望者とのマッチングを進めるため、農地基本台帳の閲覧および農地の現地調査や猪名川町農業委員会・農地中間管理機構(（公社）兵庫みどり公社) ・兵庫県・兵庫六甲農業協同組合へ情報提供を行う場合があります。

(４)猪名川町農地バンクの登録農地は、農地利用希望者等に情報提供し、農地のあっせんを行いますが、耕作者が見つかることを約束するものではありません。

(５)申請者は、原則農地所有者であること。農地所有者と申請者が異なる場合（相続人、共有名義等）、契約時には他の権利者の同意が必要となります。

(６)農地利用者との農地の貸借または売買に関する条件交渉および契約手続きは、申請者と農地利用者で行うこと。

(７)登録期間中に登録情報の変更・取消がある場合は、農業委員会までご連絡ください。